

森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の  
推進に係る意見書

森林は、食料や水、木材・エネルギー等の供給や二酸化炭素の吸収など、国民の安全・安心、国土・環境を守る重要な国民共通の財産である。

しかし、森林・林業・木材関連産業の現状は、長期にわたる経済低迷の影響や農山村人口の減少等により、経営基盤が依然として脆弱であり、山村の疲弊も著しい状況になっている。

こうした中、本年3月「山村振興法」が改正され、「地域の特性を生かした産業の育成による就業機会の創出」や「定住の促進」等が新たに基本理念に盛り込まれた。

この新たな基本理念を踏まえ、山村地域の再生、地域経済の活性化を図るためには、森林・林業施策の推進は急務であり、立地条件に対応した森林整備、間伐材等の利活用、適切な治山対策、鳥獣害対策の実施等が求められている。

よって、森林・林業政策の推進のため、安定財源確保と具体的な山村振興対策に向け、下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. 地球温暖化防止対策に不可欠な森林吸収源対策の推進を図るため、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源を追加するなど、森林整備推進等のための安定財源の確保を図ること。
2. 地域振興・山村振興に向けて、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備の促進を図るとともに、定住を促進するため、地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等、必要な方策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年10月1日

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
農林水産大臣	様
国土交通大臣	様
環境大臣	様
林野庁長官	様

岐阜県下呂市議会議長 中 島 博 隆